**平成２７年（フ）第１３号**
山形県鶴岡市文園町７番50号
債務者　佐藤　尚文
1　決定年月日時　平成27年３月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月21日まで
山形地方裁判所鶴岡支部

**平成２７年（フ）第５６号**
神奈川県座間市相武台４丁目16番10号　信和荘102号
債務者　仲田　貴之
1　決定年月日時　平成27年３月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月21日まで
横浜地方裁判所相模原支部

**平成２７年（フ）第５７号**
神奈川県座間市四ツ谷24番地の３
債務者　水越佐度子（旧姓伊庭）
1　決定年月日時　平成27年３月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月21日まで
横浜地方裁判所相模原支部

**平成２７年（フ）第６１号**
相模原市南区上鶴間本町５丁目24番26号　茜ハイム101号
債務者　早瀬　美加
1　決定年月日時　平成27年３月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月21日まで
横浜地方裁判所相模原支部

**平成２７年（フ）第６９号**
相模原市緑区橋本５丁目13番１号　インテレクチュアルビル405号室
債務者　山田　隆一
1　決定年月日時　平成27年３月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月21日まで
横浜地方裁判所相模原支部

**平成２７年（フ）第７０号**
相模原市南区相模台２丁目16番８号　ラミタス相模台101
債務者　小幡　晶一
1　決定年月日時　平成27年３月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月21日まで
横浜地方裁判所相模原支部

**平成２７年（フ）第５号**
新潟県三条市北入蔵１丁目３番18号　フロマージュＢ５
債務者　安達　昌司
1　決定年月日時　平成27年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月21日まで
新潟地方裁判所三条支部

**平成２６年（フ）第７０７号**
堺市堺区市之町西２丁２番16―302号
債務者　上久保源一
1　決定年月日時　平成27年３月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月21日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２７年（フ）第４０号**
堺市南区槇塚台１丁10番３―108号
債務者　大前　尚行
1　決定年月日時　平成27年３月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月21日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２７年（フ）第１１７号**
大阪府河内長野市小塩町156番地の１木下ハイツ204号
債務者　片平　光子（旧姓遠藤）
1　決定年月日時　平成27年３月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月21日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２７年（フ）第１３９号**
大阪府羽曳野市南恵我之荘７丁目９番４―201号、前住所大阪府羽曳野市栄町８番１号
債務者　田中登久美
1　決定年月日時　平成27年３月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月21日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２７年（フ）第１４２号**
堺市堺区大浜中町１丁２番20―110号
債務者　福田　寿保
1　決定年月日時　平成27年３月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月21日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２７年（フ）第１５１号**
大阪府松原市北新町４丁目４番３号
債務者　荒井　慎二（旧姓村松）
1　決定年月日時　平成27年３月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月21日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２７年（フ）第１６７号**
大阪府大阪狭山市西山台４丁目３番35―302号
債務者　滝野　光章
1　決定年月日時　平成27年３月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月21日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２７年（フ）第１６８号**
大阪府大阪狭山市西山台４丁目３番35―302号
債務者　滝野　節子
1　決定年月日時　平成27年３月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月21日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２７年（フ）第１９５号**
堺市西区草部1021番地　10棟209号
債務者　大野　克造
1　決定年月日時　平成27年３月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月21日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２７年（フ）第２０２号**
大阪府高石市千代田１丁目26番17号
債務者　木村　　隆
1　決定年月日時　平成27年３月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月21日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２７年（フ）第１３号**
岡山県美作市林野245番地
債務者　上林　幹枝
1　決定年月日時　平成27年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月21日まで
岡山地方裁判所津山支部